

課題演習について

1 概要

(1) 「課題演習」は、研修生の皆さんが小グループ（演習班）に分かれ、指定されたテーマについて、自主的に意見交換や討議を行うことを通じて、現状の問題点・課題を明らかにし、その解決策・対応策について検討するものです。

また、討議の結果については、クラス全員の前で発表し、質疑や意見交換を行います。

(2) 課題演習では、他の団体の情報を収集することも大切ですが、さらに進んで、担当する職務の問題点・課題や地域の行政課題を解決しようという前向きな姿勢を歓迎します。

皆さんも、課題演習をより有意義なものとするため、事前に、各自の所属団体の現状や問題点・課題を把握するとともに、より積極的に、先進的な自治体の取組等に関する事例収集や調査研究も行ったうえで、市町村アカデミーの研修に臨むようにしてください。

2 ねらい

(1) 一定のテーマについて、意見交換や討議を行い、結論をまとめる作業を通じて、現状分析と問題点・課題の抽出、意見の調整、グループの中での役割分担、プレゼンテーションなど、日常の職務遂行においても重要となる能力の向上を図ること

(2) 自治体が共通して抱えている問題点・課題、各自の所属団体の状況等について、積極的に情報交換や意見交換を行い、問題解決のための手がかりをつかむとともに、研修生相互の交流を深めること

3 演習テーマ

「地域の様々な主体と連携した健康づくりの推進方策について」

4 課題演習基礎資料の作成及び提出

「課題演習基礎資料」は、班ごとに情報・意見交換、討議を行う際の基礎資料となるものです。演習テーマについて、以下に従い、取組状況等を記入のうえ、提出してください。

(1) 提出期限 令和6年5月10日（金）（期限厳守でお願いします。）

(2) 提出方法 メールでの提出（提出先：r-nakatani@jamp.gr.jp）

(3) 作成上の留意事項

- ・この資料は、研修初日に全員に配布します。
- ・作成に当たっては、班のメンバーが理解しやすい記述となるように努めてください。
- ・健康増進プログラムのパンフレット等、参考資料がある場合は、9部持参してください。

(参考) 厚生労働省及びスポーツ庁は、健康増進・生活習慣病予防、介護予防推進に資する優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰し、他の模範となる取組を奨励・普及することにより、健やかで心豊かに生活できる社会の実現を図ることを目的とした、「健康寿命をのばそう！アワード」を実施しています。

これまでに自治体が受賞した表彰事例を読み、何が評価されているか、自分の自治体で実施できるか、実施するとした場合、どのような主体と連携して行くと効果的か等、資料作成の参考にしてください。

・「健康寿命をのばそう！アワード」へは、以下のホームページから

<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/award/>

5 演習班の編成及び役割分担

(1) 編成

「研修受講申告書」及び「課題演習基礎資料」を参考のうえ、編成し、研修初日にお知らせします。

(2) 役割分担

- ① 課題演習においては、討議や発表準備を自主的・計画的に進められるよう、班ごとに、「座長」（司会、進行管理等）、「記録係」（討議日誌と発表用レジュメの作成、板書等）及び「発表者」等の役割を設けています。
- ② 「座長」については、研修所で指名しますが、課題演習は、初対面で、所属団体の規模や各自の実務経験も異なる個人同士による共同作業を行います。座長の任に当たることは、今後の職務を行ううえでの貴重な経験となり、人脈も広がり、合同研修に参加した意義もより高まります。積極的に、座長への就任を希望してください。

6 討議の進め方

(1) 「課題演習（討議）」の時間においては、限られた時間の中で、討議から発表の準備までを行います。実りある演習とするため、各自が作成してきた課題演習基礎資料等をベースにして、論点を整理し、具体的な問題点・課題に絞って討議を進め、できるだけ実践的・具体的な解決策を導くよう、班員全員が協力して取り組んでください。

(2) 時間割の中で夜間に「課題演習（討議）」の時間を設定しています。

この指定がある日は、演習室等で 17 時から 17 時 45 分まで必ず討議を行ってください。なお、これ以降も演習室等を使用して、討議を続けることができます。

7 発表

(1) 「課題演習（発表）」の時間には、クラス全員の前で、各班の討議結果を、発表用レジュメ（パワーポイント等）を用いて、順次発表します。なお、発表の際は、パソコンの画面を投影するプロジェクタ等の視聴覚機器や模造紙等を使用することもできます。

(2) 各班の発表の後に、質疑応答や意見交換を行い、最後に講師からの講評をいただきます。なお、質疑応答は、発表者や座長に任せず、班員全員で対応してください。